

就労支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（通知）

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型、B型）の取扱いについて、事業所よりお問い合わせを多くいただいている内容をまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本市の在宅でのサービス利用については、令和 2 年 4 月 10 日付け通知「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う本市の在宅でのサービス利用の取扱いについて」にてお知らせしたところですが、提出書類の様式等を一部修正しますので、今後は今回の通知に基づきご対応ください。

記

**1 対象事業所**

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（A型、B型）

**2 基本的考え方**

国の緊急事態宣言の解除後においても、引き続き感染拡大防止のための対策を行うことが必要であることから、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 5 報）」（令和 2 年 5 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等を踏まえ、適切にご対応ください。

**3 生産活動を実施している事業所の対応について**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動収入の減少等の影響を受けている事業所においては、別紙 1 及び別紙 2 を参考に各種制度を活用し、事業の持続的な実施に努めていただくとともに、できる限り利用者の不利益を回避していただくようご配慮ください。

#### 4 在宅でのサービス利用について

##### (1) 開始の判断基準（令和2年4月10日付け通知と同様）

新型コロナウイルス感染症の対策として在宅でのサービス利用を希望する市内の利用者（以下「在宅利用者」という。）については、以下のi から v までの要件をすべて満たす場合に、在宅でのサービス利用を可能とします。

- i 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、在宅利用者が通所を控える場合において、再び通所が可能となるまでの間、一時的に在宅でのサービス利用を実施するものであること。
- ii 在宅でのサービス利用について在宅利用者の同意が得られていること。
- iii 在宅でのサービス利用に適した作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- iv 事業所において在宅でのサービス利用に必要な支援体制が確保されていること。
- v 指定基準省令に加え「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「国通知」という。）の内容を原則としてすべて満たすことができること。

ただし、国通知5(3)①における「運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記」については、在宅利用者の同意が得られていることを前提として、必ずしも運営規程の改正を求めるものではない。

また、在宅利用者が通所や事業所職員の訪問を望まない（拒否する）などのやむを得ない理由がある場合、国通知5(3)①オ及びキについては、以下のように読み替えて適用して差し支えない。

オ 事業所職員による訪問、電話等又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき1回は行うこと。

キ オが事業所職員による訪問又は電話等により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

なお、「電話等」とは在宅利用者との音声でのやり取りをいい、メール等の文字でのやり取りのみは不可。ただし、在宅利用者の障害特性等により音声でのやり取りが困難な場合に限り、メール等の使用を認める。この場合、事業所職員の連絡に対し、速やかに在宅利用者からの返信がなされていることを要件とする。

## (2) 在宅利用者の取扱い

本市域が国の緊急事態宣言の対象外となったことをもって、ただちに在宅でのサービス利用の取扱いを終了するものではありません。(1)の要件を満たす場合は、在宅でのサービス利用を可能とします。

また、在宅から通所でのサービス利用に戻すことも可能であり、その場合は(3)に定める書類をご提出ください。

## (3) 提出書類

在宅でのサービス利用の開始時及び終了時に、それぞれ以下の書類をご提出ください。なお、必ずしも事前に提出する必要はなく、できる限り速やかにご提出いただければ結構です。

### ア 在宅でのサービス利用開始時

- ・在宅利用希望者名簿(別紙3)
- ・個別支援計画の写し(在宅でのサービス利用であることを明記し、在宅利用者に対し支援内容を説明のうえ、本人の同意を得てください。)

提出先(郵送)

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係  
(〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号)

### イ 在宅でのサービス利用終了時

- ・在宅利用希望者名簿(別紙3)……「在宅利用終了年月日」の欄に、対象者の在宅利用終了日を記載のうえご提出ください。
- ※提出先はアの場合と同様です。  
※終了時は、個別支援計画の写しの提出は不要です。

## (4) 対象利用者

本取扱いの対象者は、本市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、支給決定を行った市町村へご確認ください。

(推進係(就労担当))

電話：052-972-2584

(認定支払係)

電話：052-972-2639

(指定指導係)

電話：052-972-2578

**参考** 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抄）

5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の1の（4）の取扱いについては次のとおりであるのでご留意願いたい。

（1）・（2）（略）

（3） 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題にかかる説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

（以下略）

# 別紙 1

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業所の支援制度等

〔※本表は一般的な例であり、すべての事業所に当てはまるとは限りません。  
各制度の要件等については、制度を所管する問い合わせ先にご確認ください。〕

状況	対応例	内容	問い合わせ先
生産活動収入が減少し 事業継続が困難となっ た	持続化給付金	前年同月比で売上が50%以上減少した法人を 対象に給付金を支給（上限200万円）	経済産業省 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html</a>
	資金繰り支援	(独) 福祉医療機構における融資制度をはじめ、各種融資制度において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置を実施	独立行政法人 福祉医療機構 <a href="https://www.wam.go.jp/hp">https://www.wam.go.jp/hp</a>
生産活動収入が減少し 利用者への工賃・賃金 の支払いが困難となっ た	自立支援給付金を充てる	やむを得ない場合には自立支援給付金を充て ることが可能（厚生労働省事務連絡）	経済産業省 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/">https://www.meti.go.jp/covid-19/</a>
	【A型】利用者を休業させ 雇用調整助成金を活用	雇用調整助成金の特例措置により、従業員に 支払う休業手当に対し最大94%を助成	厚生労働省（愛知労働局・ハローワーク） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>
利用者が事業所に通所 することが困難となっ た	在宅でのサービス利用	本通知4により在宅でのサービス利用が可能	
	【A型】利用者を休業させ 雇用調整助成金を活用	雇用調整助成金の特例措置により、従業員に 支払う休業手当に対し最大94%を助成	厚生労働省（愛知労働局・ハローワーク） ※URLは同上
製品の販路拡大や新た な業務分野の開拓など について相談したい	名古屋市障害者就労支援窓 口ウエルジョブなごや	専門のアドバイザーが事業所の事業経営等に ついて相談に応じ、工賃・賃金向上につなぐ る支援を実施	ウエルジョブなごや <a href="https://www.weljob-nagoya.jp/">https://www.weljob-nagoya.jp/</a> TEL：052-433-2328

※令和2年5月20日時点の情報です。

## 名古屋市 Q A

**Q 1 名古屋市においても、国の例示しているような支援を行うことにより在宅でのサービス利用を実施することは可能か。**

A 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において例示されているように、生活リズムの維持・管理、就労に必要な知識や能力の向上のための支援を行うことをもって、在宅でのサービス利用を実施することは差し支えありません。

**Q 2 在宅でのサービス利用を実施する場合、報酬の対象となるか。**

A 在宅でのサービス利用を実施した場合は、通常の報酬の対象とすることができます。

**Q 3 在宅でのサービス利用を実施する場合、利用者に賃金・工賃を支払う必要はあるか。**

A 就労継続支援A型の利用者に対し在宅でのサービス利用を実施する場合は、雇用契約に基づいて利用者に賃金を支払う必要があります。

A型以外の利用者については、雇用契約関係がないため、在宅でのサービス利用を実施する場合の工賃の支払いについては、事業所の規定等に基づいて判断していただくこととなります。

**Q 4 就労継続支援A型の利用者に対し在宅でのサービス利用を実施する場合、雇用調整助成金の対象となるか。**

A 在宅でのサービス利用を実施する場合は、利用者に休業手当を支払うものではないため雇用調整助成金の対象となりません。

雇用調整助成金を活用するためには、前提として、利用者に休業手当を支払うことが必要です。その他支給要件の詳細については厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

【厚生労働省ウェブサイト】

- ・雇用調整助成金関係

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

**Q 5 就労継続支援A型の利用者を休業させた場合、利用者に休業手当を支払う必要はあるか。**

A 労働基準法の定めにより、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合は休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う義務があります。この場合、支給要件を満たせば雇用調整助成金の対象となります。

新型コロナウイルス感染症に関連して休業させる場合に、それが使用者の責に帰すべき事由に該当するかどうかは、個別の事案ごとに判断する必要があります。詳細は厚生労働省ウェブサイトのQ&Aをご覧ください。

【厚生労働省ウェブサイト】

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_ga\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00007.html)

就労継続支援A型事業所においては、雇用調整助成金を活用して休業手当を支払うなど、利用者が収入の激減等により不利益を受けることのないよう、できる限りのご配慮をお願いします。

**Q 6 就労継続支援A型の利用者を休業させた場合、報酬の対象となるか。**

A 利用者の同意を得て自主休業の扱い（利用を控える方に同意をとり、本市へ報告）とし、居宅等でできる限りの支援を実施した場合は、通常報酬の対象とすることができます。

なお、在宅でのサービス利用を実施せずに利用者を休業させる場合でも、できる限りの支援として、利用者に対し生活リズムの維持や知識・能力の向上につながるような支援を行っていただくようご配慮ください。